

4月診療分から開始

子ども医療費(入院分)の助成範囲を拡大します

申請・問い合わせ先 / 市役所保険医療課福祉医療係 ☎76-8152

現在、中学校卒業(15歳に到達する年度末)まで子ども医療費の助成を行っています。4月診療分からは、入院に係る医療費助成を高校生世代(16~18歳に到達する年度末)まで拡大します。



現在の助成対象

中学校卒業までの入院・通院にかかる保険診療分の自己負担額

	中学校卒業まで (0~15歳)
入院	無料
通院	無料



4月診療分からの助成対象

高校生世代の入院にかかる保険診療分の自己負担額を新たに助成

	中学校卒業まで (0~15歳)	拡大 高校生世代 (16~18歳※)
入院	無料	無料
通院	無料	3割負担

※令和3年度は平成15年4月2日~18年4月1日生まれのかたが対象
※対象となるお子さんがいる世帯には4月上旬に別途お知らせします。

高校生世代のかたの医療費助成

助成内容	入院にかかった医療費のうち、保険診療分の自己負担額を助成します(健康保険から高額療養費や付加金などの医療給付がある場合はその額を除く)
手続きの流れ	①入院前に加入している健康保険で限度額適用認定証(※)を取得する ②医療機関の窓口で限度額適用認定証を提示の上、入院費を支払い、領収書を受け取る ③加入している健康保険に確認し、高額療養費や付加金の支給対象となる場合は申請をする ④下記必要書類を持参の上、保険医療課で助成の申請をする ⑤市から指定口座に助成額が振り込まれる
必要書類	●お子さんの健康保険証、領収書の原本(受診者名、医療保険点数、受診年月日、領収日(印)などの記載があるもの) ●保護者(受給者)の預金通帳など振込先の口座が分かるもの ●健康保険組合などが発行する支給決定通知書(高額療養費や付加金などが該当するかたのみ。市国民健康保険加入者は不要)
その他	●中学生までのように受給者証はありません ●助成額の振り込みまでに数カ月かかる場合があります ●母子・父子家庭医療費受給者証、障害者医療費受給者証をお持ちのかたは、これまでどおり現在の受給者証をご利用ください ●精神障害者医療費受給者証(通院)をお持ちのかたは、4月以降の入院について助成が受けられます

※入院などで高額な医療費がかかることが事前に分かっている場合に、加入している健康保険へ申請すると、所得に応じた適用区分が記載された限度額適用認定証が交付されます。この認定証を医療機関の窓口で提示することで、窓口での支払いが限度額までとなります。詳細は加入している健康保険にご確認ください。